

改正

平成30年3月28日条例第3号

令和2年3月25日条例第33号

足立区文化芸術振興基本条例を公布する。

足立区文化芸術基本条例

私たちの暮らす足立区は、日光道中の初宿として江戸時代に栄えた千住を中心に生活文化が形成され、発展してきた下町の人情と田園風景を残すまちである。戦後、都市化が進む中であっても、地域の人々が集う祭りや行事は、移り住んだ人々を共に生きる隣人として迎え、人と人をつなぐあたたかさを生み出してきた。

21世紀に入り、社会の仕組みの再構築が進み、価値観が急激に変化する時代になっている。多様性と創造性を有する文化芸術活動は、区民一人ひとりが自分らしく生き、まちが活力を持続していくために、より重要な役割を果たす。また、人々に楽しさ、感動、精神的な安らぎなどを与え、豊かな人間性を育てる力をも有する文化芸術活動は、まちに潤いを、人々の心に連帯感をもたらす。このため、誰もが文化芸術活動に主体的に関わることを権利として尊重することが、重要である。

足立区においては、先人達がつくり、守り、伝えてきた地域の伝統的な文化芸術を礎にした足立らしさと、新たな価値を生み出す文化芸術の創造の場とが融合し、人々が交流することを通して、誰もが文化芸術を享受し、生活に豊かさを感じることでできるまちが実現されつつある。

ここに、私たちは、文化芸術が有する力をあらためて認識するとともに、区民、団体、企業及び足立区が協働・協創のネットワークを形成し、個性豊かな魅力あふれる文化芸術活動を育み、将来にわたって創造し続ける地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づき、文化芸術に関する施策（以下「文化芸術関連施策」という。）の基本理念並びに足立区（以下「区」という。）の責務並びに区民、団体、学校及び民間団体・事業者等（以下「区民等」という。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術関連施策の基本的な事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行うものの自主的な活動の促進を旨として、文化芸術関連施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな区民生活及び活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術関連施策の推進に当たっては、区民一人ひとりが文化芸術活動の担い手であることを踏まえ、文化芸術活動を行う区民等の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術関連施策の推進に当たっては、文化芸術の鑑賞又は創造を通して区民の誰もが文化芸術を享受することのできる権利の実現が図られなければならない。

3 文化芸術関連施策の推進に当たっては、表現の自由が保障され、多様な文化芸術活動の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術関連施策の推進に当たっては、地域における文化芸術は区民の共有財産であり、地域に対する愛着と連帯感を育むものとして尊重され、将来に引き継がれなければならない。

5 文化芸術関連施策の推進に当たっては、区民等と区の協働・協創により文化芸術の発展が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内で文化芸術活動を行う者をいう。

(2) 団体 区内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動に関わる団体及びそれらの連合体をいう。

(3) 民間団体・事業者等 区内に事業所又は事務所を有する法人及び前号に規定する団体以外の団体をいう。

(区の責務)

第4条 区は、第2条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術関連施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 区は、将来にわたって区民等が文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術活動への参加及び文化芸術に触れる機会の拡充を図り、文化芸術活動の推進に関わる環境を整備するとともに、区民等の関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

3 区は、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く区民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 区は、区が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努めるものとする。

5 区は、文化芸術関連施策の推進に当たっては、区民等が行う文化芸術活動が円滑に行われるよう留意するとともに、区民等の協力を求め、又は区民等が保有する人材、情報その他の資源を活かすよう努めるものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、第2条に規定する基本理念を踏まえ、文化芸術活動を行う中で、人や地域との交流を深めるとともに、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(団体の役割)

第6条 団体は、自主性と創造性を活かして文化芸術活動を推進するとともに、人材その他の資源を活用し、区民等の文化芸術活動の支援に努めることによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(学校の役割)

第7条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）は、在学する児童、生徒、学生が文化芸術作品に触れ、文化芸術活動を体験する機会の充実に努めるとともに、人材その他の資源を活用することによって、文化芸術関連施策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(民間団体・事業者等の役割)

第8条 民間団体・事業者等は、地域社会を構成する一員として、積極的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動を行う区民等との協働・協創に努めることによって、文化芸術関連施策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(推進計画の策定)

第9条 区は、文化芸術関連施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術関連施策の目標
- (2) 前号の目標を実現するための事業
- (3) 前号の事業の評価方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術関連施策に関わる重要事項

(施設の活用)

第10条 区は、足立区文化芸術劇場条例（平成15年足立区条例第57号）に規定する文化芸術劇場及び足立区西新井文化ホール条例（平成5年足立区条例第55号）に規定する西新井文化ホールの施設において、文化芸術活動が積極的に展開されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、区民等に身近な文化芸術活動の場の充実に努めるため、学校教育施設、社会教育施設その他の施設の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第11条 区は、文化芸術関連施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援及び助成)

第12条 区は、区民等の行う文化芸術活動に関し、必要な支援及び助成を行うことができる。

(顕彰)

第13条 区は、優れた文化芸術活動及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(運用上の留意)

第14条 区は、この条例の運用に当たっては、文化芸術活動に介入し、又は干渉することのないよう十分留意しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。